

介護医療院の施設の基準に関する条例・施行規則・要綱対照表（平成30年4月1日）

条 例	施行規則	要 綱
<p>介護医療院の施設の基準に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項の規定により、介護医療院の施設に関する基準について定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「ユニット型介護医療院」とは、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（第5条第1項及び第6条第1項第1号において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護医療院をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、介護保険法で使用する用語の意義による。 (基本方針) 第3条 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第5条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>長野県介護医療院の施設の基準に関する要綱</p> <p>(趣旨) 第1 この要綱は、「介護医療院の施設の基準に関する条例」（平成30年長野県条例第16号。以下「条例」という。）及び「介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則」（平成30年長野県規則第18号。以下「規則」という。）の施行に関し、条例及び規則に定める介護医療院の施設に関する基準の趣旨及びその運用について、必要な事項を定めるものとする。 (基準の性格) 第2 条例及び規則に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 介護医療院がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、介護医療院は、常にその施設の向上に努めなければならないこと。 (2) 介護医療院サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、介護医療院の開設許可又は更新を受けられず、また、基準に違反することが明らかとなった場合には、①相当の期限を定めて基準を遵守する旨の勧告を行い、②当該期限内に勧告に従わなかった場合は、開設者名、当該勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかつた場合は、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができるものであること。ただし、③の命令を行った場合には、開設者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。なお、③の命令に従わなかつた場合には、当該許可を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて許可の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが提供されていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取り消すことができるものであること。 ① 次に掲げるときその他の介護医療院が自己の利益を図るために基準に違反したとき ア 介護医療院サービスの提供に際し、入所者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ウ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき ② 入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき (3) 運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として開設許可が取り消された直後に再度当該施設から介護医療院の開設許可の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要</p>

<p>(施設)</p> <p>第4条 介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 療養室 (2) 診察室 (3) 処置室 (4) 機能訓練室 (5) 談話室 (6) 食堂 (7) 浴室 (8) レクリエーション・ルーム (9) 洗面所 (10) 便所 (11) サービス・ステーション (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。</p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 療養室 次に定める基準 <ol style="list-style-type: none"> ア 一の療養室の定員は、4人以下とすること。 イ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。 ウ 地階に設けてはならないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 キ ナース・コールを設けること。 (2) 診察室 次に定める基準 <ol style="list-style-type: none"> ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 医師が診察を行う施設 (イ) 喀痰(かくだん)、血液、尿、糞(ふん)便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設(以下この号及び次条第2号 	<p>であり、その改善状況等が十分に確認されない限り開設許可を行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 療養床等の定義は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 療養床 <p>療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。</p> ② I型療養床 <p>療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾病を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためものをいう。</p> ③ II型療養床 <p>療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。</p> (5) 医療機関併設型介護医療院等の形態は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関併設型介護医療院 <ol style="list-style-type: none"> ア 医療機関併設型介護医療院は、病院又は診療所に併設(同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が一体的に行われているものを指すこと。以下同じ。)され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院である。 ② 併設型小規模介護医療院 <ol style="list-style-type: none"> ア 併設型小規模介護医療院は、医療機関併設型介護医療院のうち、当該介護医療院の入所定員が19人以下のものをいう。 イ 併設型小規模介護医療院は、病院又は診療所に1か所の設置とする。 <p>(施設に関する一般原則)</p> <p>第3 介護医療院の施設については、条例及び規則のほか建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等について十分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。</p> <p>2 介護医療院の環境及び立地については、入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮したものとする。</p> <p>(施設に関する基準)</p> <p>第4 条例第4条に定める介護医療院の施設に関する基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 条例第4条第1項各号に掲げる施設(設置が義務付けられているもの)については、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上とすること。 イ 施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない程度で認めて差し支えないものであること。したがって、談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあること等は差し支えないこと。 ② 各施設については、規則第2条に定めるもののほか、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 療養室 <ol style="list-style-type: none"> a 療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納
---	---	---

<p>3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>のアの(イ)において「臨床検査施設」という。)</p> <p>(ウ) 調剤を行う施設</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（以下この号及び次条第2号のイにおいて「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設</p> <p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。次条第3号のアの(イ)において「エックス線装置」という。）</p> <p>イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。</p> <p>(4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次条第3項において同じ。）のうち、入所定員が19人以下のものをいう。）にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(5) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> <p>(6) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。</p> <p>(7) 浴室 次に定める基準</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>(8) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。</p> <p>(9) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。</p> <p>(10) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。</p>	<p>設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えないものであること。</p> <p>b 療養室の床面積は、内法による測定で入所者1人当たり8平方メートル以上とすること。</p> <p>c 多床室の場合にあっては、家具、パーティション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線等を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。カーテンのみで仕切られているに過ぎないような場合には、プライバシーの十分な確保とはいえない。また、家具、パーティション等については、入所者の安全が確保されている場合には、必ずしも固定されているものに限らない。</p> <p>d 療養室のナース・コールについては、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向や意向を検知できる機器を設置することで代用することとして差し支えない。</p> <p>イ 診察室</p> <p>a 医師が診察を行う施設については医師が診察を行うのに適切なものとする。</p> <p>b 臨床検査施設は、病院又は診療所に設置される臨床検査施設に求められる検査基準及び構造設備基準を満たすものであること。</p> <p>c 調剤を行う施設は、病院又は診療所に設置される調剤所に求められる基準を満たすものであること。</p> <p>ウ 処置室</p> <p>a 医師が処置を行う施設については、医師が処置を行うのに適切なものとする。なお、当該部分については、診察室における医師が診察を行う施設の部分と兼用することができる。</p> <p>b 診療の用に供するエックス線装置にあっては、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発第188号）において求められる防護に関する基準を満たすものであること。</p> <p>エ 機能訓練室</p> <p>介護医療院で行われる機能訓練は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の指導の下における運動機能やADL（日常生活動作能力）の改善を中心としたものであり、内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院の場合は、機能訓練を行うのに十分な広さを有し、必要な器械・器具を備えることで足りるものとする。</p> <p>オ 談話室</p> <p>談話室には、入所者とその家族等が談話を楽しめるよう、創意工夫を行うこと。</p> <p>カ 浴室</p> <p>入所者の入浴に際し、支障が生じないよう配慮すること。</p> <p>キ サービス・ステーション</p> <p>看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接してサービス・ステーションを設けること。</p> <p>ク 調理室</p>
---	---	---

<p>(ユニット型介護医療院の基本方針)</p> <p>第5条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>		<p>食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</p> <p>ケ 汚物処理室 汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること。</p> <p>コ その他</p> <p>a 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>b 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮すること。</p> <p>③ 条例第4条第3項は、同条第1項各号に定める各施設が当該介護医療院の用に専ら供するものでなければならないこととしたものであるが、介護医療院と介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設等が併設される場合に限り、次に掲げるところにより、同条第3項ただし書が適用されるものである。ただし、介護医療院と病院又は診療所に併設される場合については、「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」(平成30年3月27日医政発第31号老発第6号)によるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。</p> <p>a 療養室</p> <p>b 診察室(医師が診察を行う施設に限る。)</p> <p>c 処置室(エックス線装置を含む。)</p> <p>イ アに掲げる施設以外の施設は、介護医療院と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、当該介護医療院の余力及び当該施設における介護医療院サービス等を提供するための当該施設の使用計画(以下「利用計画」という。)からみて両施設の入所者の処遇に支障がない場合に限り共用を認めるものであること。</p> <p>ウ 共用する施設についても介護医療院としての許可を与えることとなるので、例えば、併設の病院と施設を共用する場合には、その共用施設については医療法上の許可と介護医療院の許可とが重複するものであること。</p> <p>④ 設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護医療院の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮すること。</p> <p>(ユニット型介護医療院の基本方針)</p> <p>第5条 条例第5条は、ユニット型介護医療院がユニットケアを行うものであることを規定したものである。</p>
--	--	--

<p>(ユニット型介護医療院の施設)</p> <p>第6条 ユニット型介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。</p> <p>(1) 療養室 (2) 診察室 (3) 処置室 (4) 機能訓練室 (5) ユニット (6) 浴室 (7) サービス・ステーション (8) 調理室 (9) 洗濯室又は洗濯場 (10) 汚物処理室</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。</p> <p>3 機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(ユニット型介護医療院の施設)</p> <p>第3条 条例第6条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 療養室 次に定める基準</p> <p>ア 一の療養室の定員は、1人とする。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。</p> <p>ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>エ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>カ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。</p> <p>キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>ク ナース・コールを設けること。</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 医師が診察を行う施設</p> <p>(イ) 臨床検査施設</p> <p>(ウ) 調剤を行う施設</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設</p> <p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置</p> <p>イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。</p> <p>(4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(5) ユニット 次に定める基準</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室 次に定める基準</p> <p>a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>c 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(イ) 洗面設備 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設ける</p>	<p>(ユニット型介護医療院の施設の基準)</p> <p>第6条 条例第6条に定めるユニット型介護医療院の施設に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の基準</p> <p>① ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する療養室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型介護医療院は、施設全体を、こうした療養室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければならない。</p> <p>② 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。</p> <p>③ 療養室</p> <p>ア ユニットケアには個室が不可欠なことから、療養室の定員は1人とする。ただし、夫婦で療養室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。</p> <p>イ 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。</p> <p>この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる療養室とは、次の3つをいう。</p> <p>a 当該共同生活室に隣接している療養室</p> <p>b 当該共同生活室に隣接してはいるが、aの療養室と隣接している療養室</p> <p>c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室(他の共同生活室のa及びbに該当する療養室を除く。)</p> <p>ウ ユニットの入居定員</p> <p>ユニット型介護医療院は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、当分の間、次の2つの要件を満たした場合に限り、入居者の定員が10人を超えるユニットも認める。</p> <p>a 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。</p> <p>b 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。</p> <p>エ ユニットの入居定員の定員に関する既存施設の特例</p> <p>平成17年10月1日に現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、ユニットの入院患者の定員に関する既存施設の特例が適用されていた指定介護療養型医療施設が介護医療院に転換した場合については、前記③のイの要件は適用しない。</p>
---	--	--

	<p>こと。</p> <p>b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(ウ) 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(6) 浴室 次に定める基準</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>2 ユニットに属さない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。</p> <p>3 ユニット型医療機関併設型小規模介護医療院(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。)の機能訓練室の基準は、第1項第4号の規定にかかわらず、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えることとする。</p>	<p>オ 療養室の面積等</p> <p>ユニット型介護医療院では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒(たんす)などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上(療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>b ユニット型個室的多床室</p> <p>ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上(療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。</p> <p>また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。ここで、「標準とする」とは、10.65平方メートル以上(入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上)とすることが原則であるが、平成17年10月1日に、当該介護医療院に転換する前の現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に増築又は改築されたものを除く。)転換後の介護医療院において活用する場合にあつては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、10.65平方メートル未満(入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル未満)であつても差し支えない。</p> <p>なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に、療養室がアの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p> <p>④ ユニット</p> <p>ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏ま</p>
--	--	--

<p style="text-align: right;">]</p> <p style="text-align: center;">(補則) 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		<p>えたものでなければならない。</p> <p>⑤ 共同生活室</p> <p>ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。</p> <p>a 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>b 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>イ 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準とする」とされている趣旨は、2平方メートル以上とすることが原則であるが、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときにはユニット型介護医療院の趣旨を損なわない範囲で、2平方メートル未満であっても差し支えないとするものである。</p> <p>ウ 共同生活室には、介護を必要とする者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。 また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。</p> <p>⑥ 洗面設備及び便所 洗面設備及び便所は、療養室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、療養室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p> <p>⑦ 浴室 浴室は、療養室のある階ごとに設けることが望ましい。</p> <p>(2) 準用 ユニット型介護医療院の施設については、前記の①から⑦までによるほか、第4の規定(②のケを除く。)を準用する。この場合において、第4の①中「条例第4条第1項各号」とあるのは「条例第6条第1項各号」と、第4の①のア中「機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等」とあるのは「機能訓練室、共同生活室等」と、①のイ中「談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室」とあるのは「洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室」と、第4の②のロ中「療養室、談話室、食堂、調理室」とあるのは「療養室、共同生活室及び調理室」と読み替えるものとする。</p>
--	--	---

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項及び次項において同じ。)を行って介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。</p> <p>3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)についての第2条及び第3条の適用については、第2条第2号のアの(イ)中「とあるのは」とあるのは「とあるのは」という。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「とあるのは」とあるのは「とあるのは」という。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、第3条第2号のアの(イ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。</p> <p>4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設した場合における当該介護医療院に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまで</p>	<p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>
---	--	---------------------------------------

	<p>の間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。</p>	
--	--	--

--	--	--